

## 第2章 設計変更事例集 (建設工事関連業務)

■ 改訂履歴	
通知(改訂)月日	内 容
平成28年3月28日	制定(適用月日:平成28年4月1日)
平成29年3月9日	改訂(適用月日:平成29年3月9日)【事例追加】
平成30年3月1日	改訂(適用月日:平成30年4月1日)【事例追加】

## 目 次

(1)	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	1
	11-01 基準点測量の設定について (測)	
	12-01 道路詳細設計時の予備設計について (建)	
	12-02 舗装設計で設計CBR資料が不足している場合について (建)	
	12-03 橋梁補修設計で既存図面では情報が不足している場合について (建)	
	12-04 砂防予備設計の変更について (建)	
	13-01 サンプリング孔の追加削孔について (地)	
(2)	設計図書の表示が明確でない場合	2
	23-01 オールコア、ノンコアボーリングの条件明示について (地)	
(3)	設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合	2
	31-01 現地測量の追加について (測)	
	32-01 道路構造物設計における構造形式の変更について (建)	
	32-02 樋門詳細設計時の変更について (建)	
	32-03 橋梁補修設計の中止について (建)	
	32-04 落石対策工の調査設計におけるボーリング調査の省略について (建)	
	32-05 関係機関との協議調整による工期変更 (建)	
	33-01 足場計画と現地の不一致について (地)	
	33-02 室内土質試験について (地)	
	34-01 補償金算定について (補)	
	34-02 用地測量及び物件補償調査算定業務における変更について (補)	
	34-03 新たな調査対象の発生について (補)	
	35-01 路線測量終了後における中心線変更について (測)	
(4)	業務中止の場合	3
(5)	受注者の請求による履行期間の延長の場合	3
(6)	「設計図書」の範囲を超える場合	3
	62-01 貸与資料の再検討について (建)	

## (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

### 11-01：基準点測量の選定について

基準点測量に係る等級選定、電子基準点測量の実施、水準測量の実施及び数量等が適正に設計されていない。

対応： 公共測量は、「公共測量作業規程」に基づき、基準点測量、水準測量及び路線測量等の各測量を実施することが基本である。本規定及び現地条件を確認し、設計図書の脱漏と判断された時点で、速やかに発注者へ確認請求を行い、調査結果より適正に対処する。

### 12-01：道路詳細設計時の予備設計について

「予備設計あり」で道路詳細設計を実施したが、概略設計までしか実施されていなかった。

対応： 道路詳細設計にあたっては、概略設計→予備設計→詳細設計が基本であり、予備設計を省略する場合は、「予備設計なし」の歩掛を適用すべきである。設計図書の誤謬と判断された時点で、速やかに発注者へ確認請求を行い、調査結果より適正に対処する。

### 12-02：舗装設計で設計 CBR 資料が不足している場合について

舗装設計において、必須である設計 C B R 資料が不足している。

対応： 舗装設計を実施するにあたり、必要な調査が行われておらず、設計 C B R 資料不足等の設計図書の脱漏と判断された時点で、速やかに発注者へ確認請求を行い、調査結果により C B R 試験の別途発注も含めて適正に対処する。

### 12-03：橋梁補修設計で既存図面では情報が不足している場合について

橋梁補修設計において、既存図面では情報が不足しており、詳細な現地測量が必要であるが、設計計上されていない。

対応： 橋梁補修設計を実施するにあたり、必要とされる詳細な現地測量が必要であり、設計計上されていない場合は、既存資料不足等による設計図書の脱漏と判断された時点で、速やかに発注者へ確認請求を行い、調査結果より適正に対処する。

### 12-04：砂防予備設計の変更について

砂防予備設計において、必須である現地調査（溪流断面調査、流木発生状況調査、粒径調査）が設計に計上されていなかった。

対応： 設計を実施するにあたり、必要な調査が計上されておらず、設計図書の脱漏と判断された時点で、速やかに発注者へ確認請求を行い、調査結果より適正に対処する。

#### 13-01：サンプリング孔の追加削孔について

機械ボーリング箇所（φ66mm）でのサンプリングの実施や、サンプリングのための機械ボーリングが計上されていなかった。

対応： サンプリングを実施するためには、調査種別及び規格に応じた孔径でのボーリングを実施する必要がある。設計図書の誤謬及び脱漏と判断された時点で、速やかに発注者へ確認請求を行い、調査結果より適正に対処する。

### (2) 設計図書の表示が明確でない場合

#### 23-01：オールコア、ノンコアボーリングの条件明示について

設計図書において、オールコアボーリングかノンコアボーリングか条件明示されていない。また、ノンコアボーリングで計上しているにも関わらず、オールコアボーリングを指示された。

対応： 「地質調査共通仕様書」において、目的に適合した調査方法を選択のうえ、その適用を特記仕様書に明記することとなっている。設計図書の表示が明確でない場合は、発注者へ確認請求を行い、調査結果より適正に対処する。

### (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合

#### 31-01：現地測量の追加について

既存平面図と現地地形で相違があり、現地測量を追加する必要があった。

#### 32-01：道路構造物設計における構造形式の変更について

当初設計では擁壁工で設計されていたが、地盤が軟弱であったため、構造形式を変更する必要があった。

#### 32-02：樋門詳細設計時の変更について

樋門詳細設計時に、築堤位置が排水路上にあったため、設計修正を行う必要があった。

#### 32-03：橋梁補修設計の中止について

橋梁補修設計において、現地踏査の結果、主要構造の損傷が著しかったため、追加で詳細点検を実施したところ、補修ではなく架け替えが必要であったため、補修設計を中止した。

#### 32-04：落石対策工の調査設計におけるボーリング調査の省略について

落石対策工の設計において、ボーリング調査が計上されていたが、現地条件から現場への搬入は難しく、ボーリング調査の効果も期待できないことから、ボーリング調査は行わず、現地踏査で可能な設計を提案した。

#### 32-05：関係機関との協議調整による工期変更

道路予備設計において、設計条件の決定に際し、関係機関との調整に時間を要したため、工程が遅延した。

#### 33-01：足場計画と現地の不一致について

調査ボーリングのための足場工について、当初設計では傾斜地足場（15～30°）

<p>で計上されているが、現地を精査した結果、平坦地足場及び傾斜地足場（30～45°）で実施可能な箇所があった。</p>
<p><b>33-02：室内土質試験について</b></p> <p>室内土質試験において、必要な土質試験が計上されていない試験があった。</p>
<p><b>34-01：補償金算定について</b></p> <p>移転工法の認定において協議を行った結果、残地を合理的な移転先として認定したことにより、照応建物詳細設計が必要となった。</p>
<p><b>34-02：用地測量及び物件補償調査算定業務における変更について</b></p> <p>用地測量業務及び物件補償調査算定業務において、当初数量と実施後の数量が異なる場合の変更協議を行うべきか。</p>
<p><b>34-03：新たな調査対象の発生について</b></p> <p>立木調査積算の実施にあたり、踏査及び立会を行った結果、工作物調査が必要なことが判明した。</p>
<p>対応： 業務を行うにあたり、「履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること」に該当する事実を発見したときは、調査を実施し、必要に応じて、設計図書の訂正又は変更を行う必要がある。</p> <p>上述に該当する事実を発見した時点で、速やかに発注者へ確認請求を行い、調査結果より適正に対処する。</p>

<p><b>35-01：路線測量終了後における中心線変更について</b></p> <p>路線測量に関する作業が終了した後に、協議相手からの条件等により中心線の変更が余儀なくされ、再測量が必要となった。</p>
<p>対応： 業務を行うにあたり、「履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること」に該当する事実が発生したときは、調査を実施し、必要に応じて、設計図書の訂正又は変更を行う必要がある。</p> <p>また、業務の続行が不相当である場合には、発注者は速やかに業務の中止や業務の完了についても検討する必要がある。</p>

#### （４）業務中止の場合

#### （５）受注者の請求による履行期間の延長の場合

#### （６）「設計図書の点検」の範囲を超える場合

<p><b>62-01：貸与資料の再検討について</b></p> <p>道路詳細設計を行う際、貸与された予備設計資料が旧基準に基づくものであったため、再検討が必要となった。</p>
<p>対応： 新たな基準に基づく再検討が必要であり、予備設計の修正設計を委託するか設計変更により適正に計上する。</p>